

答 申 書

事件番号 令和4年（み行審）第1号
答申番号 令和5年答申第1号
答申日 令和5（2023）年5月31日

みよし市行政不服審査会

審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、みよし市長（処分庁）が審査請求人に対して令和4（2022）年4月1日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第342条及びみよし市税条例（昭和29年三好村条例第5号。以下「条例」という。）第52条の規定に基づく令和4（2022）年度みよし市固定資産税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、本件処分は違法であると主張して、処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第343条第1項は「固定資産税は、固定資産の所有者に課する」と規定しており、その「所有者」について、同条第2項は「土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう」と規定する。なお、条例第52条第1項及び第2項についても同様である。
- (2) 法第359条は、「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする」と規定する。なお、条例第60条についても同様である。

2 処分内容及び理由

- (1) 処分庁は、〇〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地（以下「本件土地」という。）に所在の車庫（以下「本件建物」という。）について、法第359条及び条例第60条の規定に定められた固定資産税の賦課期日である令和4（2022）年1月1日（以下「本件賦課期日」という。）時点における本件建物の所有者として、法第343条第1項及び第2項並びに条例第52条第1項及び第2項の規定に基づき、審査請求人を納税義務者として、令和4（2022）年4月1日に令和4（2022）年度の固定資産税の賦課決定をした。
- (2) 処分庁は、同日に令和4年度みよし市固定資産税・都市計画税納税通知書を審査請求人に発送し、本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和4（2022）年 7月6日	審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、みよし市長（処分庁）が行った令和4年度みよし市固定資産税の賦課決定に関する処分（令和4年4月1日付け）についての審査請求を行った。
令和4（2022）年 8月23日	審理員が指名された。
令和4（2022）年 9月26日	みよし市長（処分庁）より弁明書及び証拠書類が提出された。
令和4（2022）年 11月16日	反論書等の提出がなく、双方の主張は尽くされたとして審理手続を終結した。
令和4（2022）年 12月26日	審理員より審理員意見書が提出された。
令和5（2023）年 2月8日	当審査会において審議を行った。
令和5（2023）年 4月27日	当審査会において審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審理関係人の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、遅くとも令和3（2021）年5月までには、本件建物の所有権を本件土地の所有者に譲渡していたこと、審査請求人と本件土地の所有者との間で締結されていた本件土地を目的物とする賃貸借契約が令和元（2019）年12月に終了していること、令和3（2021）年1月1日時点で本件土地上に存在したとされる本件建物以外の2棟の建物の解体工事の発注者が審査請求人でないことか

ら、本件賦課期日時点における本件建物の所有権者ではなかったことは明らかであり、審査請求人に対してされた本件処分は違法であると主張する。

(2) 処分庁の主張の要旨

固定資産税は、法第343条第1項及び条例第52条第1項の規定により、その固定資産の所有者に対して課すこととされており、登記簿に登録されていない家屋（以下「未登記家屋」という。）の所有者については、法第343条第2項及び条例第52条第2項の規定により、家屋補充課税台帳に登録されているものであるとされている。

家屋補充課税台帳の登録及び登録内容の変更は、当該未登記家屋の所有者を把握するのに必要な書類及び当事者の陳述等を参考にして、市町村長の裁量において行うこととされており、本市においては、家屋補充課税台帳の登録内容のうち所有者の変更については、新旧いずれかの所有者の届出により行うこととしている。

処分庁は、本件建物に係る家屋補充課税台帳の登録内容については、本件賦課期日までに、処分庁に対して、本件建物の所有者の変更に関する届出がなかったため、審査請求人を本件建物の所有者として令和4（2022）年度みよし市固定資産税の賦課をしたと主張する。

また、審査請求人に対して、令和4（2022）年3月4日に電話にて本件建物の令和4（2022）年度みよし市固定資産税の納税義務者は審査請求人になる旨を説明したと主張する。

2 審理段階における論点整理

審査請求人が、本件賦課期日時点において、法第343条第1項及び条例第52条第1項の「所有者」に該当するか否かが論点となる。

3 審理員意見の理由

固定資産税が課される固定資産の「所有者」は、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいうところ、本件建物の令和4年度家屋名寄帳兼課税台帳には、義務者として審査請求人が登録されている。そして、土地・家屋名寄帳兼課税台帳記載の義務者は、原則、その資産の所有者となることから、審査請求人が、固定資産税が課される固定資産の「所有者」となる。

なお、本件建物に係る家屋補充課税台帳の登録内容について、本件賦課期日までに、処分庁に対して本件建物の所有者変更に関する届出はされていない。

したがって、処分庁が、審査請求人を法第343条第1項及び条例52条第1項の「所有者」として本件処分を行ったことは、法令及び条例の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

第4の1（1）のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

第4の3のとおりであり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

第6 論点整理

審査請求人は、遅くとも令和3（2021）年5月までには、本件建物の所有権を譲渡していること、本件土地を目的物とする賃貸借契約が令和元（2019）年12月に終了していること、令和3（2021）年1月1日時点で本件土地上に存在したとされる本件建物以外の2棟の建物の解体工事の発注者が審査請求人でないことから、本件賦課期日時点における本件建物の所有権者ではなかったと主張しているが、処分庁は、本件賦課期日までに、処分庁に対して本件建物の所有者の変更に関する届出がなかったため、審査請求人を本件建物の所有者として令和4（2022）年度みよし市固定資産税の賦課をしたと主張している。

以上のことから、審査請求人が、本件賦課期日時点において、法第343条第1項及び条例第52条第1項の「所有者」に該当するか否かという点について判断する必要がある。

第7 答申の理由

1 認定した事実

- (1) 法第343条第1項及び第2項並びに条例第52条第1項及び第2項では「固定資産税は、固定資産の所有者に課する」と規定し、その「所有者」については、「土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう」と規定する。
- (2) 法第359条及び条例第60条では、「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする」と規定する。
- (3) 本件建物に係る令和4年度家屋補充課税台帳には、納税義務者として審査請求人が登録されている。
- (4) 本件建物に係る家屋補充課税台帳の登録内容について、本件賦課期日までに、処分庁に対して、本件建物の所有者の変更に関する届出はされていない。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第6で記載したとおり、審査請求人が、本件賦課期日時点において、法第343条第1項及び条例第52条第1項の「所有者」に該当するか否かである。

審査請求人は、遅くとも令和3（2021）年5月までには、本件建物の所有権を譲渡していること、本件土地を目的物とする賃貸借契約が令和元（2019）年12月に

終了していること、令和3（2021）年1月1日時点で本件土地上に存在したとされる本件建物以外の2棟の建物の解体工事の発注者が審査請求人でないことから、本件賦課期日時点における本件建物の所有者ではなかったと主張しているが、上記1のとおり、本件建物に係る令和4年度家屋補充課税台帳には、納税義務者として審査請求人が登録されており、また、本件賦課期日までに、処分庁に対して、本件建物の所有者変更に関する届出はされていない。

したがって、処分庁が、審査請求人を法第343条第1項及び条例52条第1項の「所有者」として本件処分を行ったことは、法令及び条例の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないものと考えられる。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。